

永平寺町ふるさと納税返礼品提供事業者登録要領

1 目的

この要領は、ふるさと納税制度を活用し、本町への寄附促進及び本町の魅力や地元製品のPR、販売促進を図るため、本町へふるさと納税を行った寄附者に対して贈呈する返礼品（以下、「返礼品」という。）の提供を行う、永平寺町ふるさと納税返礼品提供事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

2 返礼品提供事業者の要件

登録できる返礼品提供事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者等であること。ただし、本町に縁のある町外の法人、団体又は個人事業者として町長が特に認めた場合を除く。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に各号に掲げる者）でないこと。
- (4) 永平寺町暴力団排除条例（平成23年永平寺町条例第8号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。
- (5) 永平寺町兼業禁止及び政治倫理条例施行規則（平成18年永平寺町規則第130号）第3条の規定に該当するものではないこと
- (6) インターネット接続環境を有し、寄附管理システム（ふるさと納税 do システム）を利用した受注管理が可能であること。

3 返礼品について

返礼品提供事業者は、自社の商品が次の要件を満たしている場合、返礼品として、次のとおり企画提案を行うことができる。

(1) 返礼品要件

返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 国が定める地場産品基準に合致すること。
- ② 本町の魅力や特産品のPRにつながるものであること。
- ③ 町内で生産、製造、加工、又は原材料の主要な部分に町内の原材料を使用しているものであること。
- ④ 品質及び数量において、安定して供給できる体制を整備していること。ただし、予め期間や数量を示して供給するものはこの限りではない。
- ⑤ ふるさと納税業務の委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）からの発注後、返礼品提供事業者自らが、速やかに発送できるものであること。

- ⑥ 食品については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有しているものであること。ただし、要冷蔵でかつ賞味期限等が短い商品についてはこの限りではないが、商品の発送希望日時等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。
- ⑦ ふるさと納税ポータルサイト等に掲載する写真や文言を提供すること。
- ⑧ 受託事業者が指定した宅配業者による配送に、原則対応したものであること。
- ⑨ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、その他関係法規を遵守しているものであること。

(2) 品質保証について

返礼品提供事業者は、返礼品の品質保証に関し、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 返礼品提供事業者は、商品が返礼品提案申込書に合致したものであり、不適合及び製造物責任法に定める欠陥のないものであることを保証する。
- ② 返礼品提供事業者は、商品が関連する法令及び関係業界の指導・基準その他の関係規定を満たし、かつ、これらに基づくすべての許認可等の必要な手続きを完了しているものであることを保証する。
- ③ 返礼品提供事業者は、商品に、関係法令・規則等により定められた品質、企画等の表示を付するものとする。
- ④ 本町は、随時、返礼品提供事業者の履行状況を調査することができ、返礼品提供事業者は、正当な理由がない限り、本町の調査を拒むことができない。

(3) 寄付金額

寄附金額については、返礼品代金が寄附金額の3割以下の範囲内となるよう、本町が個別に定めることとする。なお、寄附金額は5千円以上とし、千円単位で設定する。

(4) 返礼品代金

返礼品代金は、返礼品本体の価格や梱包に要する経費及び消費税並びに地方消費税を含むこととする。

(5) 返礼品提供事業者の特典

返礼品提供事業者に対しては、次の特典を付与する。

- ① ふるさと納税ポータルサイトの該当ページに、返礼品の商品名、画像、事業者の名称が掲載される。
- ② 本町が作成するふるさと納税パンフレット等に、返礼品の商品名、画像等が掲載される。
- ③ 返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等を同封することができる。
- ④ 本町及び受託事業者が主催する事業者勉強会等に参加することができる。

4 登録申込方法

返礼品提供事業者及び返礼品の登録申込をする場合は、次の書類等を受託事業者に提出すること。なお、受託事業者は提出された書類の不備等の確認を行った後、本町にデータ等で送付することとする。

- (1) 永平寺町ふるさと納税事業者返礼品提案申込書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容がわかる資料

(4) 画像データ

① 返礼品の画像データ(必須)

商品写真や荷姿写真

※調理写真、商品の魅力を引き出す写真があれば望ましい。

② 事業者の画像データ(任意)

会社外観、作業風景等

※第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

5 登録申込に係る補足事項

(1) 返礼品の登録申込数は、1事業者につき1か月あたり5品目以内を目途とする。ただし、本町及び受託事業者との協議において、特に本町のふるさと納税のPR効果が高いと認められる場合は、この限りではない。

(2) 登録した返礼品の追加、変更及び取消は、永平寺町ふるさと納税事業者返礼品提案申込書(様式第1号)の該当する区分にチェックを入れて、提出すること。

6 結果の通知について

登録申込みのあった返礼品提供事業者及び返礼品の採用の可否については、本町関係部署と協議し、永平寺町ふるさと納税返礼品提供事業者登録決定通知書(様式第3号)にて結果を返礼品提供事業者及び受託事業者へ通知する。

7 受付期間

新規に返礼品提供事業者として登録申込を行う場合、申込先にある受託事業者へ事前連絡すること。追加の登録申込の受付は、原則毎月15日とする。ただし、12月は返礼品提供事業者の新規登録及び返礼品の追加登録の受付を、原則行わないこととする。

8 個人情報の取扱い

(1) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守すること。

(2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。

(3) 寄附管理システム(ふるさと納税 do システム)から発注データを出力し、データを加工する際には、作成したデータに誤りがないか、確認を行うこと。

(4) 寄附管理システム(ふるさと納税 do システム)上で表示されている寄附者の配送情報及び配送事業者が持参する配送伝票には、個人情報が記載されているため、取扱いに留意すること。なお、個人情報が漏洩した際には、速やかに本町及び受託事業者へ報告すること。

9 返礼品の登録解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止する。この場合、取消により生じた不利益については、全て返礼品提供事業者が負うものとする。特に、(5)の違反が認められる

場合は、本町は返礼品提供事業者の登録を解除するとともに、寄附者への補填に要する費用及び本町に対する損害賠償を請求することがある。

- (1) 返礼品提供事業者が、本町に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「2 返礼品提供事業者の要件」、「3 募集する返礼品について」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (5) 食品の産地名の偽装等により、国が定める地場産品基準や食品表示法への違反を行ったとき。
- (6) 登録内容に虚偽があったとき。
- (7) 本町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (8) 寄附者からの申込みが他の返礼品と比較して極端に少なく、需要が見込めないと本町が判断したとき。
- (9) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品事業者の責任が重いと本町が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (10) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

10 その他留意事項

- (1) 返礼品を送付するにあたり、本町の信頼を損ねることがないように、実施にあたっては、本町及び受託事業者と綿密に協議を行い、また、その指示に従うこと。
- (2) 返礼品を発送する際は、寄附管理システム(ふるさと納税 do システム)にログインし、不在日や住所変更の予定など、配送に関する内容が備考欄に記載されていないか、確認すること。なお、備考欄の確認を怠り、返礼品を発送したことで、後日再配送が必要になった場合、再配送に係る費用は、返礼品提供事業者が全て責任を負うものとする。
- (3) 返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について本町及び受託事業者へ報告すること。この場合において、品質等による保証や苦情対応については、返礼品提供事業者が全て責任を負うこと。
- (4) 要冷蔵でかつ賞味期限等が短い商品について、事前に寄附者に確認・調整を行わず発送し、寄附者の不在等が理由で適正な商品をお届けできなかった場合、返礼品提供事業者が再発送等費用を負担すること。
- (5) 登録された返礼品の安定供給が見込めなくなった等、商品の発送に支障が生じる場合、速やかに受託事業者に連絡すること。
- (6) 返礼品提供事業者は、各々のホームページやSNS等において、ふるさと納税ポータルサイトのバナー広告及びリンクの掲載や情報発信、また県外で事業者が行うイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどして、本町のふるさと納税のPRに努めるものとする。

(7) 本要領に定めのない事項については、本町、返礼品提供事業者、受託事業者の三者で協議の上、決定するとする。

11 応募・問合せ先

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
永平寺町役場 総務課
TEL:0776-61-3941 FAX:0776-61-2434
Mail:soumu@town.eiheiji.lg.jp

附 則

この要領は、令和7年5月16日から施行する。